

請願 第43号

受付 令和元年11月15日

付託 令和元年11月29日

小学校英語教育の中止または延期の意見書の提出を求める請願

紹介議員 細谷 典男

・請願趣旨

来年度に実施が迫る小学校における英語教育の義務化は、「グローバル時代には英語が必須」との官邸の意を受け、言語教育学者や初等教育関係者による十分な議論のないまま、文部科学省が決定した政策です。

母語である日本語の習得は、日常の意思疎通に必須であるのみならず、論理的思考や情緒の涵養と発現にも必須です。母語習得の初期段階で外国語の習得を義務化することは、母語の習得の機会を著しく奪うものです。

現在でさえ、論文や企画書の作成能力の低下や数学の応用問題の解答力の低下など、若者の日本語能力の低下、論理的思考力の低下が憂慮されています。小学生全員が英語圏の国民と交流する意思や機会が、現在も将来も必ずしもない状況で、初等教育で英語の習得を義務化することはなすべきことではありません。

また、小学校への英語教育導入は、小学校教員の校務過多につながることも問題です。現在でも教員の過重な労働時間が問題になっているなかで、英語義務教育を小学校に導入した場合、焦眉の課題となっている教員の「働き方改革」が遠のく恐れがあります。教員に過重労働をもたらす英語教育の導入は避けるべきです。

本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

1. 小学校における5年生と6年生への英語教育の義務化を中止または延期する
2. 小学校における3年生と4年生への英語教育を中止または延期する
3. 日本語基礎能力のさらなる向上のため、小学校における国語教育のあり方を見直す
4. 教員の過重な負荷につながる小学校の英語教育は中止または延期する

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和元年11月15日

請願者代表

住所 茨城県北相馬郡利根町布川 2208-27

氏名 白旗 修

取手市議会議長 殿